

令和2年度第1回 佐倉市市民協働推進委員会

次第

令和2年9月30日(水)
13:00~
市役所1号館3階会議室

1. 委嘱状交付
2. 開 会
3. 委員長、副委員長の選出
4. 議 事
①佐倉市の市民協働について
②地域活動ガイドラインの策定について
5. 閉 会

配布資料

- 資料1 総合計画における市民協働
- 資料2 市民協働条例
- 資料3 施策①情報共有・学習機会
- 資料4 施策②パブリックコメント
- 資料5 施策③地域まちづくり事業
- 資料6 施策④市民協働事業
- 資料7 佐倉市地域活動ガイドライン (案)

総合計画における市民協働

第 5 次佐倉市総合計画（2020～2031 年度）

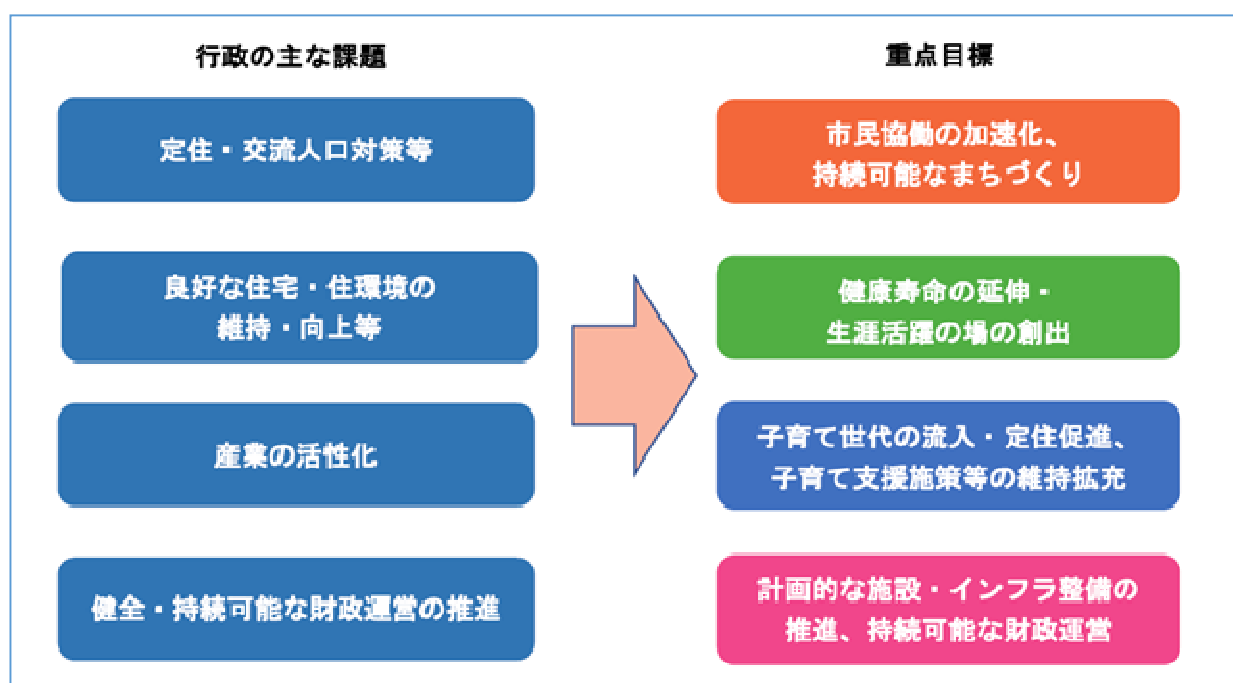
①佐倉市の将来都市像

笑顔輝き 佐倉 咲く

みんなで創ろう「健康・安心・未来都市」

「みんなで創ろう」には、「市民協働」や「連携」といった思いが込められています。人口減少・少子高齢化が進展する中で、多種多様な行政ニーズに対応するためには、多様な主体と連携し、協働していくことが不可欠です。」

②前期基本計画（2020～2023 年度）重点目標



「高齢化や人口減少が進む中で顕在化してきた新たな課題に取り組み、市民が安心して生活していくことができるまちづくりを進めていくためには、行政はもとより、市民、事業者、各種団体などがお互いに連携、協働し、解決を図っていく必要があります。市民のまちづくりへの参画意識は高く、市民協働活動の支援や表彰制度を活用した参加意識の高揚など、市民のまちづくり活動を推進していくための取組を進めていく必要があります。」

重点施策

地域活動の活性化/地域における市民活動を支援します

具体的な事業内容

- 自治会等が実施する住民自治・コミュニティ活性化活動への助成・支援
- 市民公益活動団体や地縁団体等が実施する地域課題の解決につながる事業への支援

③基本施策「コミュニティ」

● 12年後の目指す姿

人口減少・少子高齢化の進展により顕在化する様々な地域課題に対し、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、学校、NPO、企業そして行政など様々な活動主体が、お互いの立場と役割を理解した上で、地域づくりに取り組む社会の実現を目指します。

● 4年間の取組

地域における互助、共助は、今後ますます重要性が高まっています。地域自治の基盤組織である自治会等が主体的に行う活動や、NPOなどの各種団体が行う公益的活動に対し、適切な支援を行います。また、多様化、複雑化する社会的課題に取り組む、様々な分野の市民公益活動団体を支援します。

◇成果指標

指標名	現状値	前期基本計画の目標値(2023年度)
自治会・町内会への加入率	69.9%	70.0%
まちづくり活動に参加したことがある市民の割合	34.4% (2019年度市民意識調査)	40.0%
市民公益活動団体の登録団体数	178団体	210団体

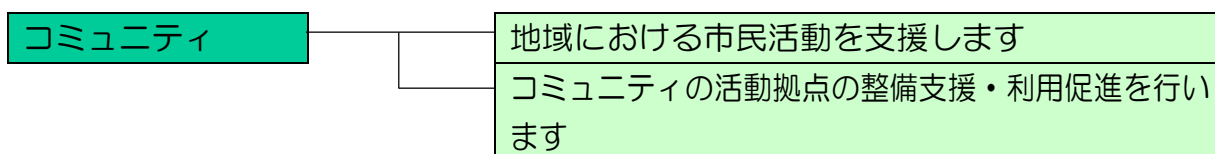
● 現状

- 地域コミュニティの重要性が増し、市民公益活動団体登録数や会員数は増加傾向にあります。一方、自治会等では、ほとんどの団体で代表者が1年で交代してしまい、継続した組織運営が難しくなっています。
- 地域住民によるまちづくりは、現在、自治会等を基盤に、学校や地域の事業者等が連携・協力し、地域の問題解決・地域の活性化に取り組む活動が展開されています。また、複数自治会等が連携し、より良い地域を実現するための取組を実施している地域も併存しています。

● 課題

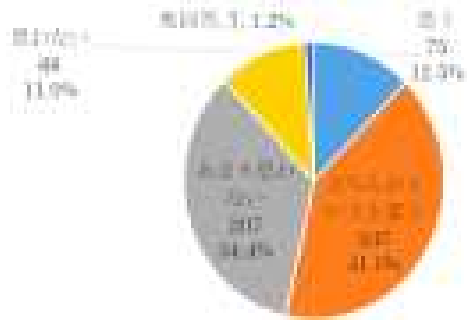
- 高齢化の進行や住民意識の希薄化などから、市民公益活動の担い手の確保が課題となっています。自治会等への加入世帯の減少や担い手不足など、自治会等における課題も増加しています。
- 団体・個人が、市民公益活動やまちづくり活動に取り組みやすい環境整備や、自立した活動に向けた支援策が必要です。

● 施策の体系

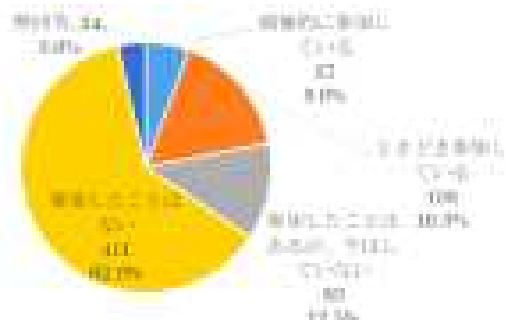


④まちづくりの指標

●地域活動・行事への参加や協力等、住民同士の交流やふれあいができている？

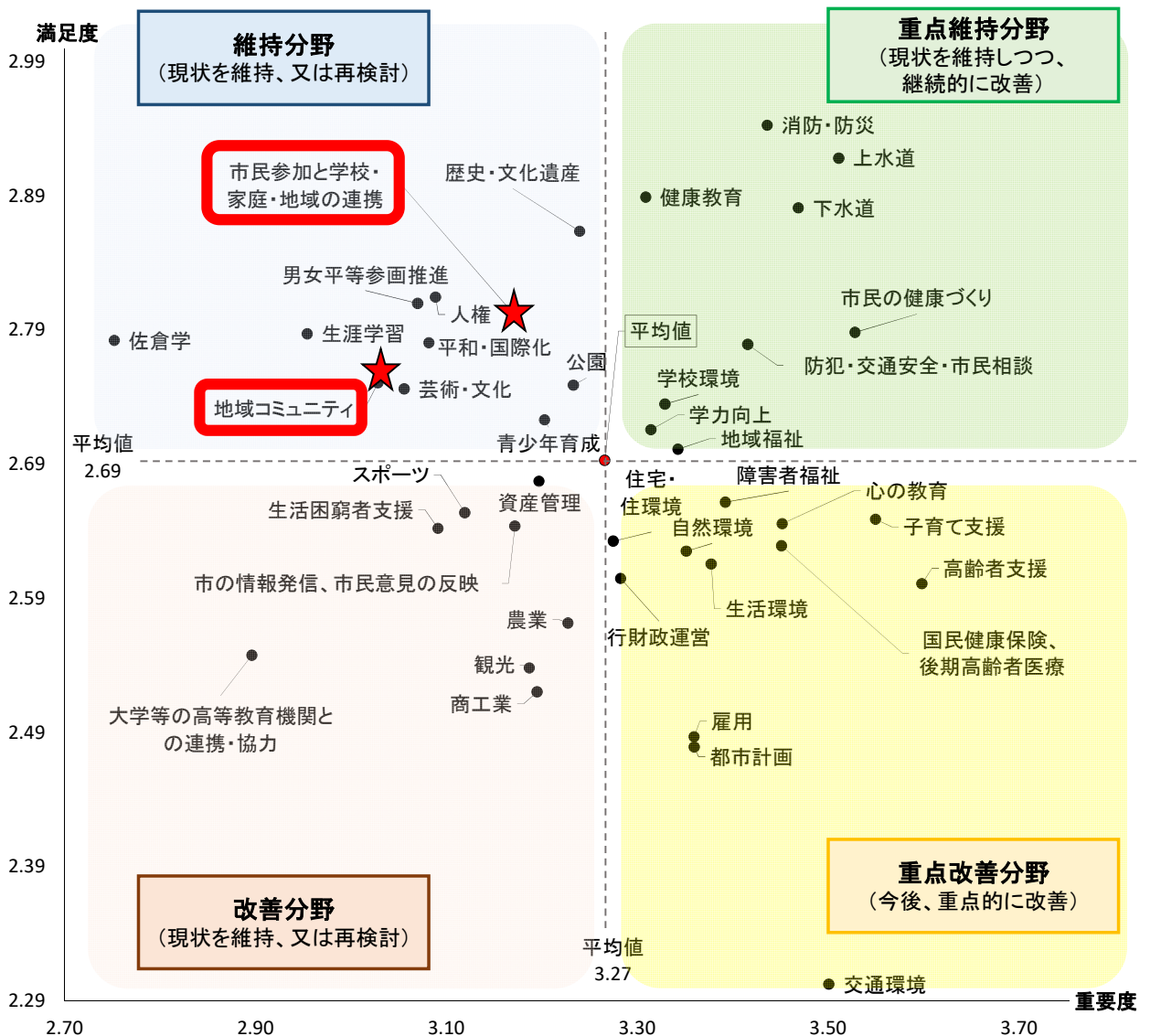


●自治会やボランティア団体、企業等が取り組むまちづくり活動に参加したことがあるか？



●まちづくりは主に誰がやるべきか？

- 1位「市民と行政が協力しあい、ともに行っていくべきもの（61.5%）」
- 2位「行政が行うのが基本であり、手の届かない部分を市民が協力するべきもの（24.0%）」
- 3位「市民同士で助け合って行うのが基本であり、手の届かない部分を行政が援助すべきもの（10.8%）」



佐倉市市民協働の推進に関する条例

制定	制定：平成18年9月29日条例第35号 改正：令和元年7月10日条例第7号		
理念	市民はまちづくりに参加する権利を有し、市はその機会を確保するための環境の整備に努める責務があることを確認の上、市民協働による自治運営を推進し、心豊かで生き生きと暮らすことのできる活力に満ちたまちを創造する。		
基本原則	(1) 市民及び市は、まちづくりの主体として、それぞれの役割と責任を明確にし、相互の理解に努める。 (2) 市民及び市は、互いの立場を尊重の上、協力してまちづくりを行う。 (3) 市民及び市は、まちづくりに係る情報を共有する。		
定義	市民協働とは・・・相互に独立した団体及び個人が、公共の利益に資する同一の目的をもったまちづくりに係る事業に対し、対等の立場で連携の上、協力し、及び協調して取り組むこと		
役割	市民	まちづくりに参加する権利を有する自治運営の主役として、自らの役割を自覚し、積極的にまちづくりに参加すること。	市民協働による自治運営を推進するため、自らが有する技術、能力等を行使し、まちづくりに参加するよう努めるものとする。
	市	公平かつ公正で効率的な行政運営の遂行を基本として、市民に開かれた透明性の高い行政運営を推進すること。行政運営の説明責任を果たすこと。	1 市民協働による自治運営を推進するために必要な措置を講じなければならない。 2 市は、市民公益活動を自らの意思と責任において推進する市民の活動を尊重するとともに、これを支援する。
施策①	情報共有・学習機会	市民が自らまちづくりについて考え、行動できるように、情報収集・提供や、まちづくり推進に必要な学習の機会の提供	
施策②	政策形成過程参加手続	市民の意見を反映した施策等を実施するため、市の基本的な方針や市民の生活に大きな影響を及ぼす政策の策定過程において、市民の意見を求め、検討の上、施策等に反映するよう努めなければならない。	<手法> ・公募市民を含めて構成する附属機関等の設置 ・市民意見公募（パブリックコメント） ・市民アンケート ・市民との意見交換・協議会
施策③	地域まちづくり事業	市民が地域におけるまちづくりを自主的に行うために結成した団体が主体的に行い、市の主要課題に該当し、地域活性化や地域の課題を解決する事業に支援を行う。	
施策④	市民協働事業	市民公益活動団体がその知識・技術をまちづくりに生かすために主体的に行い、市の主要課題に該当し、地域活性化や地域の課題を解決する事業に支援を行う。	
諮問機関	市民協働推進委員会	市民協働による自治運営の推進について、市長の諮問に応じて調査及び審議をする機関	<所掌> (1) 市民協働を推進する施策及び事業に関する事項 (2) その他市長が必要と認める事項

施策①情報共有・学習機会

【概要】

市民が自らまちづくりについて考え、行動できるように、情報収集・提供や、まちづくり推進に必要な学習の機会の提供

① 市民公益活動サポートセンターの設置

* 市民公益活動サポートセンターは、市民公益活動をすでに行なっている方、これから始めようとする方、すべての方を応援する施設です。

《利用できる方》

佐倉市内で主に市民公益活動を行っている個人や団体、あるいはこれから行おうとしている方が利用できます。但し、宗教活動、政治活動を目的とする利用はできません。

《利用できる設備》

- ① 会議室（当センターに登録している団体は3ヶ月前から予約可能）
- ② 交流コーナー（どなたでも予約なしで自由に使用できます）
- ③ ロッカー・メールボックス（団体登録が必要）1年毎更新・無料
- ④ 情報・パソコンコーナー（パソコン2台、パンフレットスタンド、書架）
団体等の情報収集、市民公益活動に関する資料の閲覧、書籍の貸し出し
- ⑤ 印刷・作業コーナー
コピー機：白黒1枚10円、フルカラー1枚30円、2色カラー1枚20円
印刷機：製版1枚70円、印刷1枚1円（用紙持参）
紙折り機、ラミネーター、裁断機、作業台、中綴じステープラー
- ⑥ 展示コーナー（団体登録が必要） 団体の情報発信として活用ください。

《利用時間》

▶火曜日～金曜日

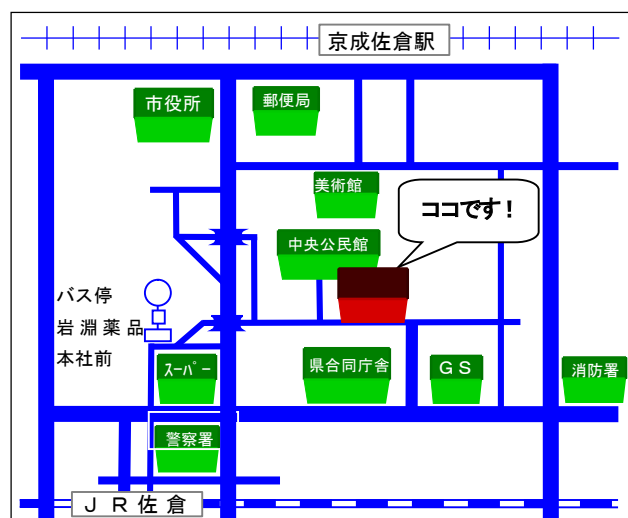
午前9時00分～午後7時00分

▶土・日・月曜日（第2・4月曜を除く）

午前9時00分～午後5時30分

◎（休所日）

- ・毎月第2・4月曜日・祝日
- ・年末年始(12月28日～1月4日)



※所在地：〒285-0025 佐倉市鎗木町198番地2 レインボープラザ佐倉内

※電話・FAX：043-484-6686

② 市民公益活動サポートセンターでの実施事業

【令和元年度実績】

- ・市民公益活動団体のつどい「全体交流会」（16団体26名）
- ・分野別交流会「地域安全」（6団体10名）
- ・市民活動団体ポスター展
会場3か所：中央公民館（フェスタ）、イオン臼井店、
JR佐倉駅ギャラリー ※中止一か所
- ・ボランティア市民活動フェスタ（来場者1,150名）
- ・周知イベント「フェスタ告知・サポセン周知」（案内資料配布3か所）
- ・出会いフォーラム①「交流会（フェスタ会場）」（3団体27名）
- ・出会いフォーラム②「出会いの広場ボランティアによろこそ！」
（参加56団体・来場者88名）
- ・リーダー養成講座「使える写真撮り方講座」（15団体21名）
- ・リーダー養成講座「行列のできる講座とチラシの作り方セミナー」
（14団体24名及び一般参加2名）
- ・市民公益活動相談会（月1回実施）
- ・市民公益活動相談会「情報サイト活用講座」（7団体8名）

③ 市民公益活動情報サイトの開設

※URL : <http://www.genki365.com/sakura/> (情報サイト)

さくら 市民公益活動情報サイトのご案内

佐倉市HPの左側下部にある  を開いて、左側にある  のリンクから入れます。

<http://www.genki365.com/sakura/>

市民公益活動団体の様々な情報が一堂に！

佐倉市市民公益活動サポートセンターでは、営利を目的とせず、継続的、自発的に社会貢献活動を行っている市民公益活動団体の情報を広く市民に提供するため、「さくら市民公益活動情報サイト」を開設し、運営しています。

登録団体は、サイトの中に無料でホームページを持つことができ、団体名・代表者・連絡先・会員数・活動内容などの基本情報を紹介しています。また、登録団体には、IDとパスワードが割り当てられ、自宅や団体事務所のパソコンから、イベント紹介、会員募集、ボランティア募集、活動報告など、タイムリーな情報の受発信を自ら行えるようになっています。

これから活動したいという市民が、既にある団体の活動内容や、各団体が行う事業などを検索することができます。また、佐倉市市民公益活動サポートセンターからのお知らせも掲載しています。ぜひご利用下さい。

◆問い合わせ先◆
佐倉市市民公益活動サポートセンター TEL: 043-484-6686

④ 市民協働情報誌「まちづくりしよ」の発行



施策②市民意見公募(パブリックコメント)

	令和元年度	平成30年度	平成29年度
佐倉市市民協働の推進に関する条例による手続き	24件	13件	14件
佐倉市行政手続条例による手続き	5件	13件	10件

No.	元年度実績 (市民協働条例による手続き)	公表日	提出された意見数	担当部署
1	佐倉市健康増進計画「健康さくら21(第2次)」【改訂版】(案)について	平成31年4月10日	意見なし	健康増進課
2	第4次佐倉市総合計画後期基本計画に係る実施計画書(平成31年度)について	令和元年7月31日	意見なし	企画政策課
3	佐倉市雨水管理総合計画の策定について	令和元年9月24日	意見なし	上下水道部
4	第5次佐倉市総合計画基本構想及び前期基本計画について	令和元年9月25日	17件(7人)	企画政策課
5	第2次佐倉市環境基本計画の策定について	令和2年1月10日	5件(1人)	生活環境課
6	佐倉市立保育園の在り方に関する基本方針(第2次)の策定について	令和2年2月6日	意見なし	子育て支援課
7	第4次佐倉市地域福祉計画(案)について	令和2年2月20日	6件(1人)	社会福祉課
8	「佐倉市住生活基本計画」の見直しについて	令和2年2月20日	意見なし	住宅課
9	市営住宅の入居要件の一部変更について	令和2年2月21日	意見なし	住宅課
10	令和2年度当初予算編成について	令和2年2月25日	3件(1人)	財政課
11	市長等の佐倉市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例(案)の制定	令和2年2月25日	意見なし	行政管理課
12	佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例の改正について	令和2年2月25日	意見なし	農政課
13	佐倉市飯野台観光振興施設の設置及び管理に関する条例の改正について	令和2年2月25日	意見なし	産業振興課
14	第3次佐倉教育ビジョンの策定について	令和2年2月26日	意見なし	教育総務課
15	佐倉市教育大綱の策定について	令和2年2月26日	意見なし	企画政策課
16	第6次佐倉市行政改革大綱の策定について	令和2年2月27日	意見なし	行政管理課
17	佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】の策定について	令和2年3月9日	意見なし	自治人権推進課
18	第4次佐倉市青少年育成計画について	令和2年3月17日	意見なし	児童青少年課
19	佐倉市一般廃棄物処理基本計画の策定について	令和2年3月17日	意見なし	廃棄物対策課
20	佐倉市成年後見制度利用促進基本計画(案)について	令和2年3月19日	意見なし	高齢者福祉課
21	第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画の策定について	令和2年3月24日	11件(3人)	子育て支援課
22	第2次佐倉市地域公共交通網形成計画の策定について	令和2年3月24日	6件(1人)	都市計画課
23	佐倉市人口ビジョンの改定及び第2期佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について	令和2年3月27日	意見なし	企画政策課
24	第2次佐倉市産業振興ビジョン(案)について	令和2年3月31日	5件(1人)	産業振興課

施策③地域まちづくり事業について

【概要】

地縁組織等により構成される『地域まちづくり事業実施団体（※1）』が実施する地域の活性化に資する事業・社会や地域の課題解決が図られる事業に対し、助成金の交付、専門家等の技術的な支援などを行う制度

【支援内容】

- ① 財政支援：対象経費の10/10、上限額：構成する自治会の規模による
- ② 技術的な支援：市職員等の派遣、情報提供等

【対象団体】

地域まちづくり事業実施団体（※1）

（※1）地域まちづくり事業実施団体は、市の認証を受けた団体です。

認証要件

隣接する複数（2以上）の自治会や市民団体等で組織するもので、設置の目的が活動地域に住む者の利益や活性化に資するものとして市の認証を受けた団体。

【対象事業】

- ① 地域まちづくり事業実施団体が主体となる事業
- ② 市の主要課題に該当する事業
- ③ 地域の活性化に資する事業または、社会や地域における課題の解決が図られる事業
※利潤追求、宗教、政治活動等は対象外とする。

【補助対象期間】

4月1日～2月末日

【R2年4月1日現在、市の認証を受けている団体】

- ① 臼井ふるさとづくり協議会、② 白銀小学校区地域まちづくり協議会、
- ③ ふるさと弥富を愛する会、④ 根郷小学校区まちづくり協議会、
- ⑤ しづが原まちづくり協議会、⑥ 上志津まちづくり協議会、
- ⑦ 上座・ユーカーまちづくり協議会、⑧ 青菅まちづくり協議会、
- ⑨ 井野小学校区まちづくり協議会、⑩ 山王小学校区まちづくり協議会、
- ⑪ 小竹小学校区まちづくり協議会、⑫ 千代田・染井野まちづくり協議会

施策③ 地域まちづくり事業 令和元年度事業実績について

主な課題	主な事業	事業数
子育て支援の充実	○子どもの交流場所づくり ○手づくりキャンプ など	2
地域福祉活動の充実	○地域カフェ ○スポーツ交流会 など	2
健康増進・高齢者支援の充実	○地域福祉・高齢者に関する課題共有、地域団体の横連携の場づくり ○健康教室 ○認知症講座 ○認知症高齢者声かけ訓練など	8
消防・防災の充実	○防災講演会・研修会 ○防災訓練、防災図上訓練、避難所運営訓練 ○防災マップ作成 ○防災協力井戸の確保など	14
防犯・交通安全の充実	○防犯講習会・研修会 ○防犯パトロール、青色防犯パトロール ○防犯・標語募集、のぼり旗 ○電話d e詐欺への注意呼びかけ活動 ○交通安全標語募集、のぼり旗など	11
生活環境の保全	○通学路除草・清掃、生活道路のごみ拾い ○不法投棄パトロール、防止看板設置、不法投棄物撤去など	5
学校・家庭・地域の連携推進	○通学見守り ○子ども防犯教室、講演会 ○自転車教室 ○学校と地域の交流会など	4
歴史・文化資産の保全・活用	○伝統行事・工芸技術の伝承 ○ふるさと歴史ウォーキング ○昔遊び体験教室など	9
農業の活性化	○農業体験 ○親子芋掘り体験など	5
住環境の整備	○コミュニティバス利用促進事業	1
緑地の整備	○里山整備 ○花いっぱい運動 ○ビオトープ整備など	5
地域コミュニティの醸成	○広報紙 ○ホームページなど	15
合計		81

施策④市民協働事業について

【概要】

市民公益活動団体が、市の課題解決・地域活性化に向け、その知識・技術を生かし、自主的・主体的に取り組む事業が、助成金の交付や市職員等派遣支援を受けられる制度

【支援内容】

- ①財政支援：経費の1/2以内、上限額：50万円/1団体
- ②技術的支援：市職員派遣、情報提供等

【対象団体】

市内のNPO法人やボランティア団体
（「市民協働事業のための市民公益活動団体」登録団体）

【対象事業】

- ・市民公益活動団体が主体となる事業
 - ・地域の活性に資する事業または、社会や地域における課題の解決が図られる事業
 - ・市の主要課題に該当する事業
- ※利潤追求、宗教、政治活動等は対象外とする。

【補助対象期間】

4月1日～3月10日 ※最大3年度間（毎年度審査あり）

市民提案型と行政提案型（※条例改正により「市民協働事業」に統合）

「市民提案型」協働事業：市民公益活動団体が、自ら有する知識及び技術をまちづくりに
生かすために提案する事業

「行政提案型」協働事業：市がその施策等の実施に当たり、市民公益活動団体の知識及び技術を活用することができるものとして募集する事業

市民協働事業 事業実績

年度	NO.	事業名	団体名	分野
平成 28 年	1	高齢者施設等の訪問	ハーモニーの会	福祉
	2	「佐倉井」普及活動	ベコちゃん	観光
	3	新春草笛コンサート「昼下がりのCafe テラス」	草笛&リーフル「ハッピー・はっぱ」	文化
	4	家庭訪問型子育て支援「ホームスタート・さくら」	NPO 法人ほっとすぺーす・つき	子育て
	5	憩え場・コミュニティカフェ	長いすの会	福祉
	6	青森ねぶた囃子の習得	西志津お囃子友の会	文化
平成 29 年	1	家庭訪問型子育て支援「ホームスタート・さくら」	NPO 法人ほっとすぺーす・つき	子育て
	2	憩え場・コミュニティカフェ/しゃべり場	長いすの会	福祉
	3	風と緑と花の祭典	草笛&リーフル「ハッピー・はっぱ」	文化
平成 30 年	1	家庭訪問型子育て支援「ホームスタート・さくら」	NPO 法人ほっとすぺーす・つき	子育て
令和元年	1	こども等の居場所づくり支援事業	NPO 法人ほっとすぺーす・つき	子育て
令和 2 年	1	こども等の居場所づくり支援事業	NPO 法人ほっとすぺーす・つき	子育て
	2	ふれあい食堂	NPO 法人せんなり村	子育て
	3	災害復興支援及び防災活動支援事業	NPO 法人らしんばん	防災
	4	健康寿命延伸・フレイル予防の『ポール de ウォーク』推進事業	NPO 法人ワーカーズコープ（ワーカーズコープ中志津）	福祉